

防府市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領

平成27年1月5日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、防府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年防府市規則第44号の2。以下「細則」という。）に定めるもののほか、法第7条から第13条までの規定に基づく要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告、法第17条から第21条までの規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定、法第22条から第24条までの規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定等、法第25条及び第27条の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定並びに法附則第3条第1項並びに同条において準用する法第8条、第9条、第12条及び第13条の規定に基づく要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告等に関する事項

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第2条 細則第2条第1号で定める市長が適正であると認めた者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会
- (2) 耐震診断が、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分）に限る。）に適合するものであることを確認する方法にあつては、建築基準法第77条の35の5に規定する指定構造計算適合性判定機関
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針又はこれと同等と認定された耐震診断法

により、既存建築物について行なった耐震診断の結果の妥当性について判定を行うことができる」と市長が認める機関

- 2 細則第2条第1号の市長が特に認める場合は、要安全確認計画記載建築物に該当することとなった日以前に耐震診断が行われた場合その他前項に掲げる者が証する書類と同等と市長が認める場合とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告)

第3条 報告者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第3項に規定する報告書（以下この章において「報告書」という。）を正本、副本各1部作成し、市長に報告するものとする。

(耐震診断結果の報告の受付等の事務処理)

第4条 前条の規定による報告があった場合には、市長は、報告書の添付書類を確認の上、受理するものとする。

- 2 市長は、前項の報告書を受理した場合、報告受付台帳（第1号様式）に必要事項を記載するものとする。
- 3 市長は、報告の内容を確認し、報告の内容が適切であると判断できない場合には、報告した者に対し、必要な書類の提出を求めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第5条 市長は、要安全確認計画記載建築物の所有者が防府市耐震改修促進計画に定める期限までに耐震診断の結果の報告をしない場合には、所有者に対し、報告をしない理由等について報告を求めた上で、期限を定めて報告するよう督促するものとする。

- 2 要安全確認計画記載建築物の所有者が、前項の規定により再三の督促を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく報告をしなかった場合には、市長は、法第8条第1項の規定に基づき、所有者に対して相当の期限を定めて、報告をするよう命令するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による命令をした場合には、命令をした年月日及びその内容、要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）並びに要安全確認計画記載建築物の位置、用途及び建築物の概要をホームページ等で公表するものとする。

(耐震診断の結果の公表)

第6条 市長は、法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果をホームページ等で公表するものとする。

2 前項の規定による公表については、建築物の区分に応じてとりまとめた上で行うものとする。

3 第1項の規定による公表後に、耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表の内容を更新し、用途変更によって要安全確認計画記載建築物に該当しなくなった建築物及び解体された建築物については公表内容から削除するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告等)

第7条 第2条から第6条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第2条、第3条、第5条、第6条中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、第2条第2項中「要安全確認計画記載建築物に該当することとなった日以前」とあるのは「平成25年11月24日以前」と、第3条中「省令第5条第3項」と、第4条第2項中「様式第1号」とあるのは「様式第1号の2」と、第5条第1項中「防府市耐震改修促進計画に定める期限」とあるのは「平成27年12月31日」と、第5条第2項中「法第8条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第8条第1項」と、第6条第1項中「法第9条」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第9条」と読み替えるものとする。

第3章 建築物の耐震改修の計画の認定に関する事項

第1節 建築物の耐震改修の計画の認定範囲等

(認定の範囲)

第8条 法第4章に基づく建築物の耐震改修の計画の認定は、市長が行うこととする。

(計画の認定の申請の添付書類)

第9条 細則第3条第1号の市長が適切であると認めた者とは、第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

第2節 建築確認等を要しない計画の認定

(適用の範囲)

第10条 この節の規定は、法第17条第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認（以下「確認申請」という。）並びに同法第18条第2項の規定による通知（以下「計画通知」という。）を要しないものである場合に限り、適用する。
(計画の認定申請)

第11条 申請者は、省令第28条に規定する申請書（以下この章において「申請書」という。）を正本、副本各1部作成し、市長に申請するものとする。
(受付等の事務処理)

第12条 市長は前条の規定による申請があったときは、申請書の添付書類を確認の上受理するものとする。

2 市長は前項の規定により申請書を受理したときは、計画認定処理簿（第2号様式）及び計画認定台帳（第3号様式）に必要事項を記載するものとする。
(計画の認定)

第13条 市長は、第11条に基づく申請の内容を審査し、建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により認定を行ったときには、計画認定台帳を整理の上、申請書の副本に省令第30条の認定通知書を添えて、速やかに申請者に交付するものとする。この場合、当該認定通知書には、確認申請又は計画通知が不要である旨の表示を行うものとする。

(計画の認定の拒否)

第14条 市長は、第11条に基づく申請の内容を審査した結果、当該建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、計画の認定ができない旨の通知（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

第3節 建築確認等を要する計画の認定

(適用の範囲)

第15条 この節の規定は、法第17条第1項の申請に係る建築物の耐震改修

の計画が確認申請又は計画通知を要するものである場合に限り、適用する。

(計画の認定申請)

第16条 申請者は、申請書を正本2部及び副本1部作成し、次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

- (1) 確認申請書又は計画通知書の正本 1部
- (2) 確認申請書又は計画通知書の副本 1部
- (3) 建築基準法第15条第1項に規定する建築工事届及び除却届（建築基準法第15条第1項に該当するものがある場合に限る。）

(受付等の事務処理)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の添付書類を確認の上、受理するものとする。

2 市長は、前項の規定により計画を受理したときは、建築物の耐震改修の計画の認定申請処理簿及び計画認定台帳に必要事項を記載の上、建築基準法に関する事務手続きに基づき、消防長の同意等の手続きを行うとともに、建築主事に法第17条第4項による同意を求めるものとする。ただし、建築物の耐震改修の計画が、法第17条第3項第5号又は第6号の規定を適用するものである場合には、これらの号に定める基準に適合すると認める場合に、建築主事の同意を求めるものとする。

3 建築主事は、前項の規定により同意を求められたときは、建築主事同意台帳（第5号様式）に必要事項を記載するとともに、申請書に添付された確認申請又は計画通知の第一面の受付欄に、受付年月日及び受付番号を記載するものとする。

4 建築主事は、申請書に添付された確認申請又は計画通知の内容を審査し、同意するときは、当該確認申請又は計画通知の第一面の確認番号欄又は適合通知番号欄に、同意年月日及び同意番号を記載するとともに、建築主事の同意印を捺印の上、同意台帳の整理を行うものとする。

5 建築主事は、申請書に添付された確認申請又は計画通知の内容を審査した結果、同意できないと判断したときは、申請書に同意できない旨の通知（第6号様式）を添えて、市長に、その旨を通知の上、同意台帳の整理を行うものとする。

6 建築主事は、第4項の規定により同意を行ったときは、申請書のうち、1部を市長に返送するとともに、1部を保管するものとする。

(計画の認定)

第18条 市長は、前条第4項の規定により建築主事の同意が得られたときは、計画の認定申請の内容を審査し、建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合すると認める場合には、計画の認定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により計画の認定を行ったときは、計画認定台帳を整理の上、申請書の副本に認定通知書(省令第11号様式)を添えて、速やかに申請者に交付するものとする。この場合、当該認定通知書には、確認申請又は計画通知を要するものである旨の表示を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により計画の認定を行ったときは、同意した建築主事に、建築物の耐震改修の計画の認定について(第7号様式)により、その旨を通知するものとする。

4 建築主事は、第3項の規定により通知を受けたときは、前条第6項の規定に基づき保管した申請書の正本を、確認申請又は計画通知に準じて保存するものとする。

5 市長は、第1項の規定による計画の認定を行った場合において、当該申請に建築基準法第15条第1項に該当するものがあるときは、申請書に添付された建築工事届及び除却届に、認定番号及び認定年月日を記載するものとする。

(計画の認定の拒否)

第19条 市長は、申請書の内容を審査した結果、当該建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるとき又は第15条第5項の規定に基づき、建築主事から同意できない旨の通知を受けたときは、計画の認定ができない旨の通知(第4号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、計画の認定の拒否の通知を行った旨の通知(第8号様式)により、当該申請の同意に係る建築主事にその旨を通知するものとする。

(計画の認定を受けた耐震改修工事の図書の閲覧)

第20条 法第17条第5項において準用する建築基準法第93条の2の規定に基づく確認申請書に関する図書の閲覧については、第16条第1項の規定により計画の認定を行った耐震改修工事の場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4の図書を第16条第4項に規定により保存した申請書とし、閲覧に当たっては、防府市建築計画概要書等閲覧規則（昭和56年防府市規則第7号）によるものとする。

第4節 計画の変更、工事現場の表示、状況報告、並びに完了検査等
（計画の変更）

第21条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、法第18条の規定に基づき当該計画の認定を受けた計画の変更（以下「計画の変更」という。）をしようとするときは、第1節から第3節までの規定を準用するものとする。この場合において、申請書の第一面は計画認定変更申請書（第9号様式）によるものとする。

2 前項の規定による計画の変更の申請には、第14条第3号に規定する建築工事届並びに除却届については添付を要しない。ただし、計画の変更により新たに建築基準法第15条第1項に該当することとなる場合においてはこの限りでない。

3 市長は第1項において準用する第11条第1項又は第16条第1項の規定により計画の変更の認定を行う場合においては、計画認定変更通知書（第10号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（工事現場の表示）

第22条 認定事業者は、計画の認定を受けた計画（前条による計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修工事現場の見やすい場所に、第11号様式により計画の認定を受けた旨の表示を行うものとする。

（状況報告）

第23条 認定事業者は、認定建築物の耐震改修工事が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第12号様式により市長にその状況を報告するものとする。

（1） 工事が完了したとき。

(2) 市長から法第15条に基づく報告を求められたとき。

2 市長は、前項第2号の報告を求めるときは、第13号様式により、認定事業者に通知するものとする。

(完了検査等)

第24条 市長は、前条第1項第1号の規定に基づき、認定事業者から、当該認定建築物の工事が完了した旨の報告を受領したときは、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項による検査を行った結果、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っているとき、当該認定事業者が第14号様式による耐震改修計画認定済証を交付するものとする。

第5節 改善命令並びに計画の認定の取消し

(改善命令)

第25条 市長は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないとき、法第17条の規定に基づき、改善命令書(第15号様式)により当該認定事業者に対して改善命令を行うものとする。

2 市長は、第3節の規定に基づく認定事業者に対して前項に基づく改善命令を行ったときは、第16号様式により同意した建築主事にその旨を通知するものとする。

3 第1項の命令を受けた認定事業者は、速やかに改善を行い、その結果を改善報告書(第17号様式)により市長に報告するものとする。

4 市長は、第3節の規定に基づく認定事業者から前項の規定に基づく報告を受けたときは、第18号様式により同意した建築主事にその旨を通知するものとする。

(計画の認定の取消し)

第26条 市長は、認定事業者が前条の規定に基づく処分に違反したときには、法第19条の規定に基づき、計画の認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、計画の認定取消通知書(第19号様式)により当該認定事業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第3節の規定に基づく認定事業者に対して前項の通知を行ったと

きは、第20号様式により同意した建築主事にその旨を通知するものとする。

第4章 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の範囲)

第27条 法第5章に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定は、市長が行うものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の添付書類)

第28条 細則第4条第1項第2号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法第12条第1項の規定による報告を要しない建築物にあっては、建築物の調査報告書(第21号様式)
 - (2) 法第22条第1項の規定に基づく認定の申請時点において、当該建築物が、省令第33条第1項又は第2項の規定に基づき提出する書類の内容と相違ないことを確認した旨の証明書
 - (3) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物については、建築基準法第77条の35の5に規定する指定構造計算適合性判定機関が耐震関係規定に適合することを証する書類
- 2 前項第1号の報告書又は第2号の証明書は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士、同条第3項に規定する2級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士が調査し、作成したものでなければならない。
- 3 前項の場合において、建築士法第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。)若しくは第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。)に規定する建築物又は同法第3条の2第3項(同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に規定する建築物の調査は、それぞれ当該各条に規定する建築士によらなければならないものとする。
- 4 細則第4条第2項第1号の市長が適切であると認めた者は、第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

5 細則第4条第2項第3号の市長が必要があると認める書類は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類とする。

6 細則第4条第3項第2号の市長が必要があると認める書類は、第2条第1項各号に定める者が、申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請)

第29条 申請者は、省令第33条に定める申請書類(以下この章において「申請書類」という。)を正本、副本各1部作成し、申請するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請の受付等の事務処理)

第30条 前条の規定による申請があったときは、市長は、申請書類を確認の上、受理するものとする。

2 前項の規定により申請書類を受理した市長は、基準適合認定台帳(第22号様式)に必要事項を記載するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第31条 市長は、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請の内容を審査し、申請の内容が法第17条第3項に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により認定を行ったときは、基準適合認定台帳を整理の上、申請書類の副本に省令第34条で定める認定通知書を添えて、速やかに申請者に交付するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の拒否)

第32条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、当該建築物が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、建築物の地震に対する安全性に係る認定ができない旨の通知(第23号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の取消し)

第33条 市長は、第29条第1項の規定により認定を受けた建築物が法第17条第3項に掲げる基準に適合しなくなると認めるときは、法第23条の規定に基づき、認定を取消すものとする。

2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、建築物の地震に対する

安全性に係る認定取消通知書（第24号様式）により、当該認定事業者にその旨を通知するものとする。

第5章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の範囲）

第34条 法第6章の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定は、市長が行うものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の添付書類）

第35条 細則第5条第1号の市長が適切であると認めた者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 第2条第1項第1号に該当する者

（2） 前号の機関と同等に、法に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針又はこれと同等と認定された耐震診断法により、既存建築物について行った耐震診断の結果の妥当性について判定を行うことができる市長が認める機関

2 細則第5条第2号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1） 細則第4条第1項第1号に掲げる書類

（2） 第26条第1項第1号及び第2号に掲げる書類

3 第26条第2項及び第3項の規定は、前項第2号の書類を提出する場合に準用する。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請）

第36条 申請者は、省令第37条に定める申請書類（以下この章において「申請書類」という。）を正本、副本各1部作成し、申請するものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請の受付等の事務処理）

第37条 前条の規定による申請があったときは、市長は、申請書類を確認の上、受理するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書類を受理したときは、要耐震改修認定台帳（第25号様式）に必要事項を記載するものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第38条 市長は、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請の内容

を審査し、申請の内容が法第17条第3項に掲げる基準に適合していないと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定を行ったときは、要耐震改修認定台帳を整理の上、申請書類の副本に省令第34条で定める認定通知書を添えて、速やかに申請者に交付するものとする。

(区分所有建築物の要耐震改修認定の拒否)

第39条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、当該建築物が法第17条第3項に掲げる基準に適合していると認めるときは、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定ができない旨の通知(第26号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月5日から施行する。
- 2 防府市建築物の耐震改修の計画の認定事務処理要領(平成9年3月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第3号様式（第12条関係）

計 画 認 定 台 帳

申請年月日	年 月 日	種 別	号 ()		
受付年月日	年 月 日	受付番号	号		
建築確認		不適格緩和		耐火緩和	
建築物の名称					
建築物所在地					
申請者住所					
申請者氏名					
建築物情報	構 造	造	階 数	地上階、地下階	
	延 べ 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²	
	用 途		工 事 種 別		
	工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
	通知書その他の記載事項				
法区分用途			改 修 方 法		
耐震診断方法			評 価 機 関 名		
評価年月日	年 月 日	評 価 番 号			
認定年月日	年 月 日	認 定 番 号			
認定拒否年月日	年 月 日	改善命令年月日	年 月 日	認定取消年月日	年 月 日
報告聴取	1 回 目	内 容			報告年月日 年 月 日
	2 回 目	内 容			報告年月日 年 月 日
完了報告	年 月 日	完了検査	年 月 日	認定証交付	年 月 日
備 考					

第 年 月 日 号

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長



計画の認定ができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のありました下記の建築物の耐震改修の計画について、内容を審査した結果、次の理由により認定できません。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

- ① 用途 _____
- ② 延べ面積 _____ m²
- ③ その他の事項 _____

3 認定できない理由

教示

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表とする者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第17条関係）

建築主事同意台帳

建築基準法第6条第1項第		号	処理機関名称		
工事の種別			確認対象面積	㎡	
同意年月日	年 月 日		同意番号	号	
同意拒否年月日	年 月 日		同意拒否番号	号	
用途地域	防火地域等			敷地面積	㎡
設計事務所名					
事務所登録	登録県		番号		
設計者氏名					
設計者資格	建築士の級		登録（県）番号		
認定台帳記載事項	防府市受付番号		認定番号		
備考欄					

建築主事同意台帳

建築基準法第6条第1項第		号	処理機関名称		
工事の種別			確認対象面積	㎡	
同意年月日	年 月 日		同意番号	号	
同意拒否年月日	年 月 日		同意拒否番号	号	
用途地域	防火地域等			敷地面積	㎡
設計事務所名					
事務所登録	登録県		番号		
設計者氏名					
設計者資格	建築士の級		登録（県）番号		
認定台帳記載事項	防府市受付番号		認定番号		
備考欄					

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

防府市建築主事



同意できない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく認定申請に関して、同条第 4 項により同意を求められた下記の建築物の耐震改修の計画については、次の理由により同意できません。

記

1 建築物の位置

2 申請者の氏名

3 建築物の概要

① 用 途

② 延べ面積

m²

③ その他の事項

4 同意できない理由

第 号
年 月 日

建築主事 様

防府市長



建築物の耐震改修の計画の認定について（通知）

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（第 1 8 条第 1 項の規定による通知）を要する下記の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 7 条第 3 項の規定に基づき、認定をしました。

このため、この耐震改修工事については、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認（第 1 8 条第 3 項の規定による通知）があったものとみなされるので、法第 1 7 条第 1 0 項の規定により通知します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 申請者の氏名
- 3 建築主事同意年月日及び番号

年 月 日 第 号

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

第 号
年 月 日

建築主事 様

防府市長



計画の認定の拒否の通知を行った旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく申請のあった下記の建築物の耐震改修の計画について、内容を審査した結果、次の理由により計画の認定ができない旨の通知をいたしましたので通知します。

記

1 建築物の位置

2 申請者の氏名

3 建築物の概要

① 用途 _____

② 延べ面積 _____ m²

③ その他の事項 _____

4 認定できない理由

--

※ 建築主事同意済みの場合

建築主事同意年月日及び番号		年	月	日	第	号
---------------	--	---	---	---	---	---

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

T E L

計画認定変更申請書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき認定を受けた下記の建築物の耐震改修の計画について、同法第18条第1項の規定に基づき変更の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 認定番号

2 認定年月日

3 主な内容

変更前	変更後

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
係員氏名	係員氏名

第10号様式（第21条関係）

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

防府市長



計画認定変更通知書

下記による変更申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年第123号）第18条第2項により準用される第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日

2 建築物の位置

3 建築物の概要

① 用途

② 延べ面積

m²

③ その他の事項

(注) 1 工事にあたっては、防府市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領第22条の規定に基づき、工事現場の見やすい場所に計画の認定を受けた旨の表示を行ってください。

2 工事が完了したときは、防府市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領第23条の規定に基づき認定建築物の耐震改修の状況を報告してください。

第 1 1 号様式 (第 2 2 条関係)

建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
所管行政庁名	防府市長
認定事業者	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	

(注) 縦 2 5 cm 以上×横 3 5 cm 以上とし、材料は木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。

第 1 2 号様式 (第 2 3 条関係)

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

TEL

計画認定建築物の耐震改修の状況報告

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 7 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた建築物の耐震改修の状況について、下記のとおり報告します。

記

認定番号	第	号	認定年月日	年	月	日
1 報告の種類（※該当するものに✓印を付けてください。）						
<input type="checkbox"/> 認定建築物の工事が完了したことによる耐震改修の状況報告						
<input type="checkbox"/> 市長から認定建築物の耐震改修の状況について報告を求められたことによる状況報告						
2 耐震改修の状況						

(注) 2の耐震改修の状況は、次により報告してください。

- (1) 工事完了に伴う状況報告の場合には認定申請の内容と照らし、申請どおりに工事が完了したことを具体的に記載すること。
- (2) 市長からの要求による状況報告の場合には、報告を求められた内容に沿って具体的に記載すること。
- (3) いずれの場合も、状況報告するために必要な図面や写真等を添付すること。

※以下は記入しないでください。

受付欄
年 月 日
第 号
係員氏名

第 1 3 号様式（第 2 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



計画認定建築物の耐震改修の状況報告の徴収について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 7 条第 3 項の規定に基づき認定しました下記の建築物の耐震改修について、同法第 1 9 条の規定に基づき次のとおり報告を求めます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の面積 m^2

(報告を求める内容)

(報告を求める理由)

(報告の期限)

年 月 日まで

耐震改修計画認定済証

この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により、耐震改修について、防府市長による計画の認定を受けて、工事を実施したものであることを証します。

認定番号

認定年月日

認定事業者

建築物の位置

年 月 日

防府市長



第 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長



改善命令書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 0 条の規定に基づき、下記の認定建築物について、次の事項の改善を 年 月 日までにを行うことを命じます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の延べ面積 m²

(改善を命ずる内容)

(改善を命ずる理由)

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表する者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

第 号
年 月 日

建築主事 様

防府市長



改善命令書の交付について（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 7 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を行った下記の建築物について、同法第 1 9 条の規定に基づき次の事項の改善を命じましたので通知します。

記

1 認定番号 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 認定事業者氏名

4 建築物の位置

5 建築物の用途

5 建築物の延べ面積 m^2

(改善を命ずる内容)
(改善を命ずる理由)
(改善の期限) 年 月 日まで

建築主事同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
---------------	-----------

年 月 日

（宛先） 防府市長

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

TEL

改善報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 0 条の規定に基づく改善命令について、下記のとおり改善が完了しましたので報告します。

記

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
(改善命令を受けた事項)			
(改善を行った内容)			

（注）改善した内容について、その部分の改善前及び改善後の図面や写真等を添付してください。

※以下は記入しないでください。

受付欄
年 月 日
第 号
係員氏名

第 号
年 月 日

建築主事 様

防府市長



改善報告書の受理について（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 0 条の規定に基づき改善を命じた下記の建築物について、認定事業者より別添写しのとおり、改善報告がありましたので通知します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定事業者氏名
- 4 建築物の位置
- 5 建築物の用途
- 6 建築物の延べ面積 m^2

建築主事同意年月日及び番号

年 月 日 第 号

第 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長



計画の認定取消通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 21 条の規定に基づき下記の建築物について次の理由により計画の認定を取消します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の延べ面積 m^2

(計画の認定を取消す理由)

教示

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表する者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

第 号
年 月 日

建築主事 様

防府市長



計画の認定取消通知について（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を行った下記の建築物について、同法第 21 条の規定に基づき計画の認定を取消したので通知します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定事業者氏名
- 4 建築物の位置
- 5 建築物の用途
- 6 建築物の延べ面積 m²

(計画の認定を取消した理由)

建築主事同意年月日及び番号

年 月 日 第 号

建築物の調査報告書

整理番号 — —

定期調査報告書
（第一面）

防府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第4条第1項第2号の規定に基づく調査報告書を提出します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）防府市長

年 月 日

報告者氏名

調査者氏名

【1 所有者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 管理者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【3 調査者】

（代表となる調査者）

【イ 資格等】

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ 氏名のフリガナ】

【ハ 氏名】

【ニ 勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ 郵便番号】

【へ 所在地】

【ト 電話番号】

（その他の調査者）

【イ 資格等】

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ 氏名のフリガナ】

【ハ 氏名】

【ニ 勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ 郵便番号】

【へ 所在地】

【ト 電話番号】

【4 報告対象建築物】

【イ 所在地】

【ロ 名称のフリガナ】

【ハ 名称】

【ニ 用途】

【5 調査による指摘の概要】

【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 特記すべき事項 指摘なし

【ロ 指摘の概要】 （要是正（既存不適格を除く））

（既存不適格）

【ハ 改善予定の有無】（要是正のみ記入） 有（ 年 月に改善予定） 無

【ニ その他特記事項】（特記事項のみ記入）

※ 受 付 欄		※ 記 事 欄		※ 判 定 欄	
------------------	--	------------------	--	------------------	--

建築物及びその敷地に関する事項

【1 敷地の位置】

【イ 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他 () 指定なし

【ロ 用途地域】

【2 建築物及びその地域の概要】

【イ 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()

【ロ 階数】 地上 階 地下 階 塔屋 階

【ハ 敷地面積】 m²

【ニ 建築面積】 m²

【ホ 延べ面積】 m² (今回報告部分の床面積の合計 m²)

【3 階別用途別床面積】

	用途	床面積	階別床面積の合計
【イ 階別用途別】	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
	(階) () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)
【ロ 用途別】	() () ()	(m ²) (m ²) (m ²)	(m ²)

【4 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法 避難階安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 () 適用なし

【5 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用照明装置 給水設備・排水設備

【6 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()

【7 関連図書の整備状況】

【イ 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

【ロ 初回確認済証】 有 無
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ 直近確認済証】 有 無
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ニ 完了検査に要した図書】 有 無

【ホ 初回検査済証】 有 無 (完了年月 年 月)
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ヘ 直近検査済証】 有 無 (完了年月 年 月)
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ト 直近の仮使用】 交付番号 年 月 日 第 号

【チ 全体計画認定】 交付番号 年 月 日 第 号

【リ 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヌ 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【8 備考】

調査等の概要

【1 調査及び検査の状況】

- 【イ 今回の調査】 年 月 日実施
 【ロ 前回の調査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ 建築設備の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ニ 昇降機等の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【2 調査の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(建築物の外部)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(屋上及び屋根)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(建築物の内部)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(避難施設等)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(その他)

- 【イ 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし
 【ロ 指摘の概要】

- 【ハ 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

(注：ロ 指摘の概要については、既存不適格を除く要是正の指摘事項のみについて記載のこと)

【3 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

- 【イ 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無
 【ロ 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定)
無

【4 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ 耐震診断の実施の有無】 有 (耐震性の有無 有 無 不明)
無 (年 月に実施予定) 対象外
 【ロ 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5 建築物に係る不具合等の状況】

- 【イ 不具合等】 有 無
 【ロ 不具合等の記録】 有 無
 【ハ 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし

【6 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

※ 添付書類

- 1 別紙 調査結果表
- 2 別紙 調査結果図

(注意)

1 各面共通関係

- ① ※印のある欄は、記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が所属する建築士事務所及び建築士事務所の事務所登録番号を記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「特記すべき事項あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「特記すべき事項」のチェックボックスに「✓」を入れてください。それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたもののすべてにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「✓」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せてその内容を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名をすべて記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 2欄の「ホ」の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 3欄の「イ」は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。

(第六面)

- ⑦ 3 欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑧ 4 欄は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 108 条の 3 第 2 項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第 108 条の 3 第 5 項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、令第 129 条の 2 第 3 項に規定する避難階安全検証法により避難階安全性能が検証されたときは「避難階安全検証法」のチェックボックスに、令第 129 条の 2 の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全検証法を検証した階を記入してください。建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 26 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては「適用なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑨ 5 欄は、当該建築物の換気設備が法第 12 条第 3 項に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）対象となっている場合は「換気設備」のチェックボックスに、排煙設備が定期検査対象になっている場合は、「排煙設備」のチェックボックスに、非常用照明設備が定期検査対象になっている場合は「非常用照明装置」のチェックボックスに、給水設備・排水設備が定期検査対象になっている場合は「給水設備・排水設備」のチェックボックスに、それぞれ「✓」マークを入れてください。
- ⑩ 6 欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（法第 6 条第 1 項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑪ 7 欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑫ 7 欄の「ロ」は、初回の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑬ 7 欄の「ハ」は、直近の確認に係る確認済証について、（注意）⑫に準じて記入してください。
- ⑭ 7 欄の「ニ」は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑮ 7 欄の「ホ」及び「へ」は、（注意）⑫、⑬に準じて記入してください。
- ⑯ 7 欄の「ト」は、検査済証を交付されていないが、仮使用の承認に基づいて報告対象建築物を使用している場合、承認の交付年月日及び番号を記入してください。
- ⑰ 7 欄の「チ」は、法第 86 条の 8 の規定に基づく全体計画認定又は全体計画変更認定がある場合、直近の認定通知書の交付年月日及び番号を記入してください。
- ⑱ 7 欄の「リ」は、法第 8 条第 2 項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑲ 7 欄の「ヌ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑳ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ④ 1 欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボッ

(第七面)

クスに「✓」マークを入れ、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録がないときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入してください。

5 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路等
(6)から(7)	共同住宅等の主要な出入口
(8)から(10)	窓先空地及び通路
(11)から(12)	塀等
(13)から(14)	擁壁
(15)	がけ
(16)から(17)	独立した広告塔及び広告板
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）
4	建築物の内部
(1)から(6)	防火区画
(7)から(17)	壁の室内に面する部分
(18)から(23)	床
(24)から(26)	天井
(27)から(35)	防火設備
(36)から(37)	照明器具、懸垂物等
(38)から(43)	居室の採光及び換気
(44)から(47)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路等
(2)から(4)	廊下
(5)から(6)	出入口等
(7)	屋上広場
(8)から(12)	避難上有効なバルコニー
(13)から(25)	階段
(26)から(31)	排煙設備等
(32)から(42)	その他の設備等
6	その他
(1)から(8)	地下街等
(9)から(12)	特殊な構造等
(13)	避雷設備
(14)から(17)	煙突
(18)から(19)	自動回転ドア （自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。）

調査結果表

当該調査に関与した調査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	適用の有無	調査結果等				担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	特記事項	
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内排水の状況					
(3)	敷地内の通路等	敷地内の通路等の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路等の支障物の状況					
(6)	共同住宅等の主要な出入口からの通路等	通路等の確保の状況					
(7)		通路等の支障物の状況					
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地の確保の状況					
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況					
(10)		窓先空地又は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況					
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
(15)	がけ	がけの安全上の支障の状況					
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況					
(17)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
	その他の特記事項						
2	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	く体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁く体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁く体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁く体の劣化及び損傷の状況				

その2																					
(9)				鉄骨造の外壁く体の劣化及び損傷の状況																	
(10)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁く体の劣化及び損傷の状況																	
(11)		外装仕上げ材等		タイル、石ばり等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況																	
(12)				乾式工法によるタイル、石ばり等の劣化及び損傷の状況																	
(13)				金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況																	
(14)				コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況																	
(15)		窓サッシ等		サッシ等の劣化及び損傷の状況																	
(16)				はめ殺し窓のガラスの固定の状況																	
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等		機器本体の劣化及び損傷の状況																	
(18)				支持部分等の劣化及び損傷の状況																	
		その他の特記事項																			
3 屋上及び屋根																					
(1)	屋上面			屋上面の劣化及び損傷の状況																	
(2)	屋上周り(屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況																			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況																			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況																			
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況																			
(6)	屋根			屋根の防火対策の状況																	
(7)				屋根の劣化及び損傷の状況																	
(8)	機器及び工作物(冷却等設備、広告塔等)			機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況																	
(9)				支持部分等の劣化及び損傷の状況																	
		その他の特記事項																			
4 建築物の内部																					
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況																			
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項等に規定する区画の状況																			
(3)		令第112条第12項、第13項等に規定する区画の状況																			
(4)		条例第八条に規定する区画の状況																			
(5)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況																			
(6)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況																			
(7)	壁の室内に面する部分	く体等	木造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況																		
(8)			組積造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況																		
(9)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況																		
(10)			鉄骨造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況																		
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況																		

その3																				
(12)			準耐火性能等の確保の状況																	
(13)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況																	
(14)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況																			
(15)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況																			
(16)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況																	
(17)		令第129条各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況																	
(18)	床	く体等	木造の床く体の劣化及び損傷の状況																	
(19)			鉄骨造の床く体の劣化及び損傷の状況																	
(20)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床く体の劣化及び損傷の状況																	
(21)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況																	
(22)			部材の劣化及び損傷の状況																	
(23)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況																	
(24)	天井	令第129条各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況																	
(25)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況																	
(26)		おおむね500平方メートル以上の空間を有する建築物	おおむね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況																	
(27)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)		区画に対応した防火設備の設置の状況																	
(28)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくくり戸の設置の状況																		
(29)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号に規定する基準への適合の状況																		
(30)		常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況																		
(31)		防火戸の開放方向																		
(32)		本体と枠の劣化及び損傷の状況																		
(33)		防火設備の閉鎖又は作動の状況																		
(34)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況																		
(35)		常時閉鎖の防火戸の固定の状況																		
(36)		照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況																
(37)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況																			
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況																	
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況																		
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況																		
(41)		換気設備の設置の状況																		
(42)		換気設備の作動の状況																		
(43)		換気の妨げとなる物品の放置の状況																		

その4																							
(44)			吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況																				
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況																				
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況																				
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況																				
		その他の特記事項																					
5 避難施設等																							
(1)	令第120条第2項に規定する通路等		令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況																				
(2)	廊下		幅の確保の状況																				
(3)			行き止まり廊下の状況																				
(4)			物品の放置の状況																				
(5)	出入口等		出入口等の確保の状況																				
(6)			物品の放置の状況																				
(7)	屋上広場		屋上広場の確保の状況																				
(8)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況																				
(9)			手すり等の劣化及び損傷の状況																				
(10)			物品の放置の状況																				
(11)			避難器具等の設置の状況																				
(12)			避難器具の操作性の確保の状況																				
(13)	階段		直通階段の設置の状況																				
(14)			幅の確保の状況																				
(15)			手すりの設置の状況																				
(16)			物品の放置の状況																				
(17)			階段各部の劣化及び損傷の状況																				
(18)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の確保の状況																				
(19)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況																				
(20)			開放性の確保の状況																				
(21)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況																				
(22)			付室の排煙設備の設置の状況																				
(23)			付室の排煙設備の作動の状況																				
(24)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況																				
(25)			物品の放置の状況																				
(26)	防煙壁		防煙区画の設置の状況																				
(27)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況																				
(28)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況																				
(29)	排煙設備等		排煙設備の設置の状況																				
(30)			排煙設備の作動の状況																				
(31)			排煙口の維持保全の状況																				

その5																					
(32)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況																		
(33)			非常用の進入口等の維持保全の状況																		
(34)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況																	
(35)				乗降ロビーの排煙設備の設置の状況																	
(36)				乗降ロビーの排煙設備の作動の状況																	
(37)				乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況																	
(38)				物品の放置の状況																	
(39)				非常用エレベーターの作動の状況																	
(40)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	非常用の照明装置の設置の状況																	
(41)				非常用の照明装置の作動の状況																	
(42)	照明の妨げとなる物品の放置の状況																				
		その他の特記事項																			
6		その他																			
(1)	地下街等	地下街又は地下道に面する建築物の地下の部分	防火区画																		
(2)			地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関係																		
(3)			地下道の直通階段の確保の状況																		
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況																		
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況																		
(6)			物品の放置の状況																		
(7)			地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅	階段ホールの構造及び幅																
(8)					物品の放置の状況																
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況																		
(10)			膜張力及びケーブル張力の状況																		
(11)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)																	
(12)				上部構造の可動の状況																	
(13)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況																		
(14)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況																		
(15)			附帯金物の劣化及び損傷の状況																		
(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	煙突本体の劣化及び損傷の状況																	
(17)				附帯金物の劣化及び損傷の状況																	
(18)	自動回転ドア(条例第八條の七の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。)	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止さく等の危険防止装置の設置の状況																		
(19)	自動回転ドア(条例第八條の七の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。)	作動の状況	自動回転ドアの作動の状況																		

改善予定状況等

番号	調査項目		改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善(予定)年月
	中項目	小項目		

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、東京都建築基準法施行細則別記第四号様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 「適用の有無」欄は、該当する調査項目について○印を記入してください。
- ⑤ 「調査結果等」欄は、別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果等」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「調査結果等」欄のうち「特記事項」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について、要是正の指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、○印を記入してください。
- ⑧ 「調査結果等」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥又は⑦いずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「調査結果等」欄のうち「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「調査結果等」欄のうち「要是正事項(既存不適格を含む)又は特記事項の具体的内容」欄は、当該調査項目について「要是正」又は「特記事項」欄に○印を記入した場合に、その具体的内容を記入してください。
- ⑪ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑫ 「改善予定状況等」欄は、調査の結果、要是正の指摘又は特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入するとともに、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。また、改善できない理由がある場合には「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。
- ⑮ 付近見取図を添付してください。

第22号様式（第30条関係）

基準適合認定台帳

申請年月日	年 月 日	種 別	号 ()	
受付年月日	年 月 日	受付番号	号	
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	号	
検査済証交付日	年 月 日	検査済証番号	号	
建築物の名称				
建築物所在地				
申請者住所				
申請者氏名				
建築物情報	構 造	造	階 数	地上階、地下階
	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
	用 途		建築着工年月	年 月
法区分用途				
評価機関名				
評価機関住所				
評価年月日	年 月 日	評価番号		
評価機関電話番号		評価機関 FAX 番号		
認定年月日		認定番号		
認定拒否年月日	年 月 日	認定取消年月日	年 月 日	
報告徴収	1回目	内容	報告年月日	年 月 日
	2回目	内容	報告年月日	年 月 日
備 考				

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長



計画の認定ができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のありました下記の建築物の地震に対する安全性について、内容を審査した結果、次の理由により認定できません。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

- ① 用途 _____
- ② 延べ面積 _____ m²
- ③ その他の事項 _____

4 認定できない理由

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表する者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長



建築物の地震に対する安全性に係る認定取消通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 3 条の規定に基づき、下記の認定建築物について次の理由により計画の認定を取り消します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の延べ面積 m^2

(計画の認定を取消す理由)

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申し立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表する者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

要 耐 震 改 修 認 定 台 帳

申請年月日	年 月 日	種 別	号 ()
受付年月日	年 月 日	受付番号	号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	号
検査済証交付日	年 月 日	検査済証番号	号
建築物の名称			
建築物所在地			
申請者住所			
申請者氏名			
法区分用途		耐震診断方法	
評価機関名			
評価機関住所			
評価年月日	年 月 日	評価番号	
評価機関電話番号		評価機関 FAX 番号	
認定年月日		認定番号	
認定拒否年月日	年 月 日		
報告聴取	1 回目	内容	報告年月日 年 月 日
	2 回目	内容	報告年月日 年 月 日
備 考			

第 年 月 日 号

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 様

防府市長 印

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定ができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のありました下記の区分所有建築物の耐震改修の必要性について、内容を審査した結果、次の理由により認定できません。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

- ① 用途 _____
- ② 延べ面積 _____ m²
- ③ その他の事項 _____

4 認定できない理由

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告として（訴訟において防府市を代表する者は防府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。